



博士論文概要書

「応用倫理学基礎論」

－理念と現実の調和としての倫理研究－

小阪康治

提出論文につき、以下、目次に従って概説する。

「I 緒言」

本論文の主題は、応用倫理学の基礎的な研究を目指すものである。現在、社会全体で倫理に対する要請が強まっている。すなわち、技術の発達、さまざまな領域の国際化、教育水準の向上などによって、従来の倫理観では対応できない諸問題が起こってきているからである。これらの問題が、多くの場合、倫理的あるいは哲学的な回答を求めているのは周知の通りである。これに対して哲学、倫理学は従来の研究成果の上に立った回答を試みてはいるけれども、現場の人々には十分な説得力をもって迎え入れられてはいないのが実情だろう。

これに対応して応用倫理学が唱えられ始めて久しい。この学問領域は、哲学、倫理学研究には珍しく、米国の研究の影響を受けたものであるが、先行している米国における研究では理念や理論をそのまま持ち出すのではなく、現場に近い位置から、問題解決のための提案をなす、というのが一般的な方法である。したがって問題自体がひじょうに現実的で、個々の現場に即したものである場合が多い。またひとつの倫理規定を絶対的なものとして、それによってすべての場合を律しようとする方法は採らない。

「II 応用倫理の主要な三領域、それぞれの領域概観、本論文の主題と方法」

今では応用倫理学という名称の下に、多くの研究がなされ著作が出版されている。また領域でみても、生命倫理、環境倫理はもとより経営倫理等もわが国ですでに複数の学会が設立されている。これらを概観した上で、本論文の主題と方法を明示する。

私の見るところ、現時点では応用倫理学の方法論の確立はまだ見られず、したがってそれぞれの領域で、それぞれの研究者が独自に研究されているのが実情である。そしてその方法論もさまざまである。この状況では応用倫理学が目指した現場への発言という目的がじゅうぶんに果されているとは思えない。そもそも個々の領域は学者の間でこそ独立したものだが、一般社会あるいは個人の中でも、それぞれの倫理観は混在しているものである。この点で、これらの領域を統合する研究が必要であるのは言を待たない。

このような状況下で、本論文の主題は、現場の関係者への倫理からの発言、回答のため

の位置を確定することである。その導出方法が事例研究である。これが本論文全体の主題と方法である。

方法としての事例研究においては、理念と現実の調和が手掛かりとなる。理論と実際、本音と建前、総論賛成、各論反対、そして理念と現実の乖離は、どの領域でも、おそらくいつの時代でも見られる。理念と現実にもさまざまな問題領域がある。しかし本論文の事例研究では、すでに大方の賛成を得ている理念とその現実への応用の方法を基礎とする。これが現在、急務となっている問題だと思うからである。その上に、たとえば遺伝子操作や経営倫理における諸問題などのように、理念そのものが明確になっていないことから生じている倫理問題への対応も研究する。

まず、現場からの倫理への要求が具体的であり、また倫理への批判も手厳しい医療倫理の分野の問題から、インフォームド・コンセントをひとつの理念として取り上げる。この場合は、理念が明確で、その理念が社会だけでなく当の分野にも受け入れられており、さらに事例が多くある場合である。次に理念は明確で、その理念が社会には受け入れられているけれども、当の分野に受容されているとはいはず、事例も少なく、理念と現実との乖離がはなはだしい環境倫理の分野において、理念と現実との調和を試みることで応用倫理の視点の確立を提案する。最後に、理念がまだ明確でなく、したがって一般に認められる理念をどう定立するかが求められていると思われる、経営倫理の領域の事例を検討する。以上の視点を、以下の事例研究において、倫理学研究者にしかできず、しかも具体的な回答を試みることによって具体化する。

### 「III 事例研究」

#### 第一章 医療倫理領域

##### 「インフォームド・コンセント研究」

この章では、自分の症例を持たない倫理研究者が現場に発言するために、具体的な事実を詳細に述べている判決文を分析するという方法を確立した。

##### 「第一節 インフォームド・コンセントの水準」

この節では、インフォームド・コンセントが行なわれた時期の説明の水準が問題になることを、判決文の検討から明らかにした。

##### 「第二節 インフォームド・コンセント解釈の方向」

この節では、インフォームド・コンセントの水準をさまざまにある法理の中の具体的患者説の方向へ解釈することが、インフォームド・コンセントの理念に近づくことを述べた。この指摘は論争の最中にある法理ではなく、倫理の立場こそが明確に出来るものである。

今後、インフォームド・コンセントの解釈はこの方向を探らねばならないし、探ることになるだろう

#### 「第三節 理念としての具体的患者説から見た判決文の批判」

この節では、その具体的患者説の立場から、説明しなくて良かったとされた判決文を分析し、倫理的な立場から、それぞれの判決を批評、批判し、具体的患者説を探ることの有効性を示した。

#### 「第四節 インフォームド・コンセントと合理的患者」

この節では、現在、医療従事者から要請のある患者の分析を試みた。そして死に臨んだ患者だけでなく、一般的に病気の状態にある人々の心情を、時間論の立場から考察した。この研究は臨床に応用できるものである。

## 第二章 「環境倫理領域」

### 「第一節 福岡市博多湾内東部人工島埋め立てによる和白干潟の

#### 環境破壊について」

この節では、当該の問題につき、科学的測定は立場によって異なった主張がなされると、法的判断も法律違反がないかどうかの判断であり、行政も住民の顔色を伺っているのみであるという、それぞれの限界から、倫理的な立場こそが、このような問題に明快に発言できること。これらを主張することで倫理の立場を明確にした。そして自然との共生、持続的発展可能な社会という理念をこの問題に生かすには、現時点で中止する場合の経済的得失こそが、まず計算され、住民に示されなければならないことを示した。

### 「第二節 高レベル放射性廃棄物と倫理」

この節では、未来世代への責任という理念と、高レベル放射性廃棄物との関係を論じた。未来世代がどのような思想を持ち、どのような判断をなすかを予想すること自体が非倫理的である。したがってわれわれ現世代ができるのは、未来世代としての現世代が過去の環境破壊をどう感じているかを基準とするしかない。そして、諫早湾の埋め立てや、黄砂などは許容できるけれども、水俣病を許しがたいのは、そこに自分の利益のみのために他を犠牲にした、悪意や無責任が感じられるからだと、われわれ世代の倫理意識を分析した。したがって高レベル放射性廃棄物は、その毒性を知りつつ、現世代の利便を求めて電力を消費するために、発電が行われるのであれば、それは現代人の倫理水準からは肯定できないことを析出した。そこで今なすべきことは、原子力発電所の必要性の原因となっている、将来における電力需要の見通しを再計算することが必要であり、高レベル放射性廃棄物は

やはり削減の方向で検討すべきだと、結論した。

#### 「第三節 ISO 14001 と酒造業における環境理念」

この節では、環境保全という理念を現場がどう受け入れているかを実際に調査した結果を基に分析した。ISO 14001 という環境に関する国際基準は現在わが国に広く受け入れられつつある理念である。さらに ISO 14001 が目指している内容も、現実的で経済的な利潤と矛盾しない。酒造業界においてもこの基準を取り入れつつあるが、その酒造業界では、自然との調和、環境保全などの理念が会社の標語として掲げられている。しかし実際には、環境の完全な保全は行えないものであるから、環境負荷の低減をさしあたりの水準とすべきことを述べた。これを着実に行うことにより、環境保全という大理念に、われわれは少しでも近づくことが出来る。

### 第三章 経営倫理領域

#### 「第一節 住宅金融管理機構による住友銀行の提訴におけるモラルと法」

この節では、この事件で住宅金融管理機構がモラルを訴訟の中心において裁判を開い、結果として和解を導いて、実質的に勝訴した事件を分析した。そして最初は裁判になじまないとされ、企業では邪魔者扱いされている倫理が、法的にも力をもっていることを示したことを明確にした。

#### 「第二節 ジャック・イン・ザ・ボックスの場合」

これはジャック・イン・ザ・ボックスというアメリカのハンバーガーチェーンが起こした食中毒事件のアメリカの研究の紹介と分析である。これによって、わが国ではまだ明確でない、ステイクホルダー説、つまり株主だけではなく、従業員、顧客、取引業者、地域共同体なども含んだ人々の利益も考えるという説が、経営倫理の理念となりうることを、批評、紹介した。

#### 「第三節 米国大和銀行事件とクリントン大統領の不倫」

この節では、二つの事件の根底に、嘘についてのアメリカ人の反発が通底していることを指摘した。さらに『応用倫理学事典』の「経営倫理概説」での論調の分析によっても、やはり嘘がこの領域で中心的課題となっていることを指摘し、アメリカ文化における嘘への強い反発を指摘して、これがグローバライゼイションにおける一つの理念になっていることを示した。

#### 「IV 結論としての方法論試論」

「理念と現実の調和の枠組み」 本論文では、事例への具体的回答を行ったが、これはすぐにでも過去のものとなるだろう。しかし回答のための大きな枠組み、つまり「理念が明確で、その理念が社会だけでなく当の分野にも受け入れられており、さらに事例が多くある場合」、次に「理念は明確で、その理念が社会には受け入れられているけれども、当の分野に受容されているとはいえず、事例も少なく、理念と現実との乖離がはなはだしい場合」、最後に「理念が明確でなく、したがって一般に認められる理念をどう定立するかが求められている場合」という三つの場合の区分とその問題への回答の過程は、今後の事例研究にも役だつと考えている。さらに事例研究の過程で生じたさまざまな考察、たとえば未来世代への責任を果たす場合の基準は、過去の世代に対する未来世代としての現世代の、過去の世代の環境破壊への評価に求めることができる等の議論は、当面有効なのではないかと考える。

「選択する立場としての倫理」 本論文では倫理的発言とは、現実の問題に回答するために、いずれの方法を選択するかを決定するものである。言い換えれば何か新しい規定を提起する研究ではない。なぜならいくらかでも理論的な様相を帯びれば、それは現実との乖離を生じ、それではこれまでの大理念と現実との乖離と基本的には同じことになるからである。そしてその場合、現場の人々はこれらの理論をどう解釈してよいか判断できないのである。

「事例研究という方法の有効性」 ここではまず「作例批判」を行った。応用倫理学ではしばしば作例によって倫理判断の訓練を行う。しかし作例は少し異なる事情が付加されると、解釈はまったく違った方向をとるのであり、この方法の有効性には疑問が残ることを指摘した。さらに「中間的規定批判」では、現在なされている理念と現実の中間に規定を立てることは、結局、その中間理論と現実の乖離を招くことになり、理念と現実の乖離と同じ困難を生じるという疑問を呈した。これらを考えるとやはり迂遠でも事例研究を積み重ねる方が研究としては着実だと考える。

「先行指標としての倫理からの提案の有効性」 この項では、倫理観は社会全体の共通認識であることによって、行政や法的判断に先行し、それらに影響を与えるものであるから、倫理観からの提案は、近い将来、行政の施策となり、法的判断となるはずのものであるとした。したがって具体的な事例に対する倫理的発言も、これを理解した立場からのものであれば、社会はもっと倫理からの提案、発言、回答に注目するのではないかと考えている。